

日立市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

日立市建築基準条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

建築基準法施行令の改正に伴い、引用条項を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市建築基準条例の一部を改正する条例

日立市建築基準条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第47条第1項及び第3項中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第48条第1項中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第49条中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に、「第112条第10項」を「第112条第11項」に改める。

第50条第1項第1号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第52条の2中「第112条第19項」を「第112条第20項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に改める。

第59条第2項第2号中「建築物が令第137条の14第3号ロに規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された」を「令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。